

# 川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の概要

## 第1章 計画改定の趣旨と本市における人権をとりまく状況等

### I 計画改定の趣旨

- 「川崎市人権施策推進基本計画」は、令和元（2019）年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項の規定に基づく、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画であり、人権に関し行政として目指すものを体系的に整理し、本市の各部署の連携と、市民と、関係団体等を含めた事業者との連携協働の下に「人権尊重のまちづくり」を推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に向けた取組を進めるための今後約10年間の指針となるものです。
- 平成27（2015）年3月に策定された「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」は、令和8（2026）年3月末までを計画期間としており、経過措置により条例に基づく計画とみなしていますが、条例の規定に基づき「不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を『総合的かつ計画的に』推進し、また、条例で新たに位置付けられた施策を推進するため、計画を全面的に見直し、改定することとしました。」
- 計画の改定に当たっては、条例に基づき、「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」に計画の改定の方向性について取りまとめるよう諮問し、協議会での審議を経て、令和3（2021）年3月に、「計画の基本理念は、個人の尊重に立脚した、『差別禁止、多様性の尊重、実効性ある人権救済、市民との対話』の4項目を明確に定める必要がある」などとする答申が、市長に提出されました。本計画は、協議会の答申を踏まえつつ、人権に関する施策の基本理念及び基本目標、人権に関する基本的施策その他人権に関する施策を推進するために必要な事項を示し、また、複雑かつ多様な人権課題に対応していくため、分野横断的な視点にとどまらず、個別の分野別の人権課題ごとに、その現状と施策の方向性、具体的な取組を示すものです。

### II 本市における人権をとりまく状況と課題

#### 1 国際的な取組

- 昭和23（1948）年に国際連合において、世界人権宣言が採択され、その後も、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、障害者権利条約などが採択されています。また、国際連合は、平成17（2005）年から「人権教育のための世界計画」の取組を推進しています。
- 平成27（2015）年に国際連合で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」には、「ジェンダー平等を実現しよう」、「人や国の不平等をなくそう」、「平和と公正をすべての人に」など人権に関する目標が掲げられました。現在、SDGsは世界の潮流となっており、各国で取組が進められています。

#### 2 国内の主な動き ※網掛けは現行計画「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の策定後のもの

平成8（1996）年	「人権擁護施策推進法」（5年の時限立法）の制定
平成9（1997）年	「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」の策定
平成12（2000）年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行
平成14（2002）年	「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定
平成28（2016）年	「障害を理由とする差別の解消に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行
令和元（2019）年	「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の施行
令和3（2021）年	「新型コロナウイルス等対策特別措置法」の改正（ <u>新型コロナウイルス感染症に関連する差別的取扱い防止のための啓発活動等の実施</u> ）、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の改正（ <u>インターネット上の誹謗中傷等による権利侵害に関する新たな裁判制度の創設</u> ）

#### 3 本市におけるこれまでの取組と課題

##### (1) これまでの取組

平成12（2000）年	「川崎市人権施策推進指針」の策定
平成19（2007）年	「川崎市人権施策推進基本計画」の策定
平成27（2015）年	「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』」の策定
令和元（2019）年	「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定（人権全般を対象とした「 <u>不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進</u> 」と「 <u>本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進</u> 」について定め、また、計画の策定に関し、法令上の根拠規定を初めて設けた。）

### (2) 人権施策の課題

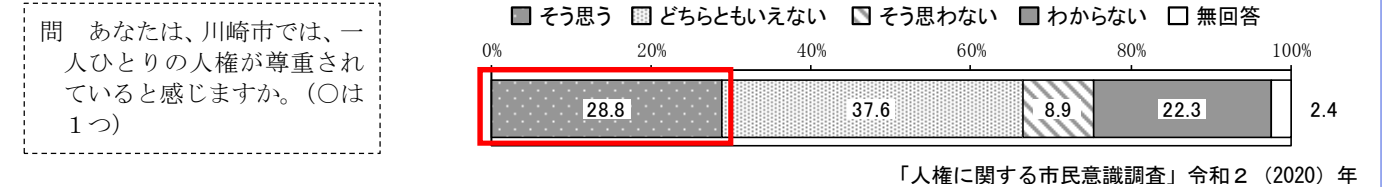
- 子ども、女性、高齢者であることや障害の有無による差別等、従前からの人権施策の課題のほか、近年では、社会のグローバル化やデジタル化がより一層進展する中で、インターネット上での誹謗中傷やいじめなど、新たな人権課題が生じています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、医療従事者等に対する必要なサービスの提供拒否などの事例が全国で起こり、感染者や濃厚接触者を過剰に避けたり非難したりする差別や偏見が生じています。
- 本邦外出身者に対する不当な差別的言動、LGBT等の性的マイノリティの人々の人権問題、障害者でありかつ女性である場合などに生じる複合的な差別の問題なども近年の課題となっています。

### (3) 人権に関する市民の意識

これまでも本市では人権課題への取組を進めてきましたが、「人権に関する市民意識調査」では、「川崎市では、一人ひとりの人権が尊重されていると感じますか」の問いに対して「そう思う」との回答が5年前の調査に比べて20.6%から28.8%に上がるといった改善が見られるものの、新設した「わからない」との選択肢が22.3%に上るなど、人権について市民が実感として捉えることが難しい状況が見られます。

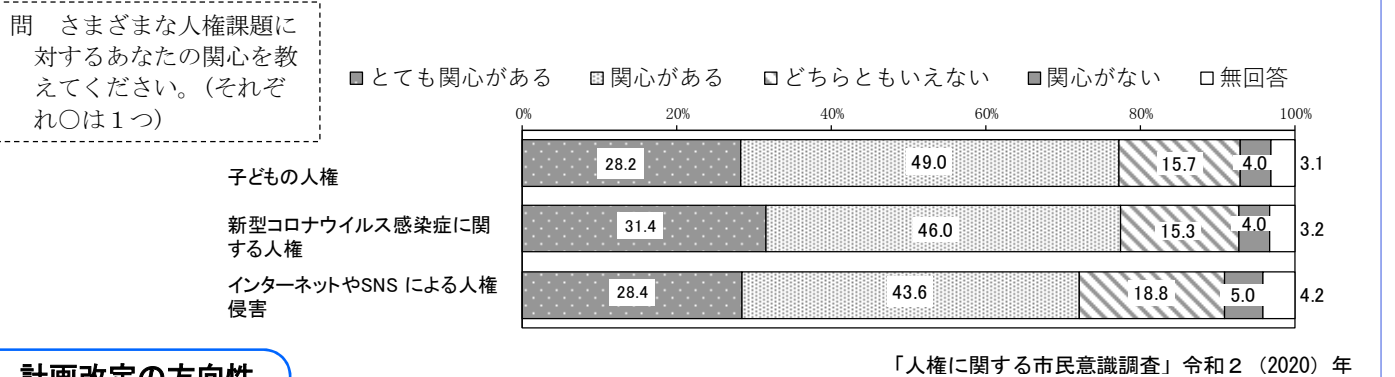
#### ア 人権意識について

- 本市では、これまで「人権施策推進基本計画」に基づき、人権教育や人権意識の普及を進めてきましたが、「一人ひとりの人権が尊重されていると感じますか」の問いに対して「そう思う」との回答は、28.8%にとどまっており、その割合を高めることが求められます。



#### イ 人権課題について

- 市民が関心を持つ人権課題は、「子どもの人権」のほか、新たな課題である「新型コロナウイルス感染症に関する人権」、「インターネットやSNSによる人権侵害」で「とても関心がある」と「関心がある」を合わせた「関心がある」の割合が高くなっています。これらの分野には新たな対策が求められます。



### III 計画改定の方向性

- ◎ 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項の規定に基づき、人権に関する施策を「総合的かつ計画的に」推進できる計画とするため、計画期間を3期に分割して具体的な施策の内容を「実施計画」として管理することとし、これに合わせて事業・取組として年次別取組を設定することで、新しい人権課題や社会情勢等の変化により柔軟に対応できる政策体系とします。
- ◎ 「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」の答申を踏まえ、個人の尊重に立脚した「差別の禁止」と「多様性の尊重」の2項目を基本理念に反映するとともに、他の項目についても基本目標と基本的施策にその視点を取り入れます。
- ◎ 基本的施策のうちの分野別施策に「疾病に関する人権尊重の取組の推進」と「インターネットによる人権侵害に係る取組の推進」の項目を新たに設けます。
- ◎ 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に新たに定められた「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」に関する事業・取組を新たに設けます。

## 第2章 川崎市人権施策推進基本計画

### 1 基本的な考え方

#### (1) 基本計画の位置付け

- 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項の規定に基づき、「不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進する」ため策定し、同条第2項に規定する「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」、「人権に関する基本的施策」等について定める計画であり、本市の総合計画をはじめ、分野別の他の人権課題に応じた計画等との整合を図りつつ体系的にまとめ、人権に関する施策を総合的に推進することを目的とするものです。
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」との規定に対応する計画としても位置付けるものです。

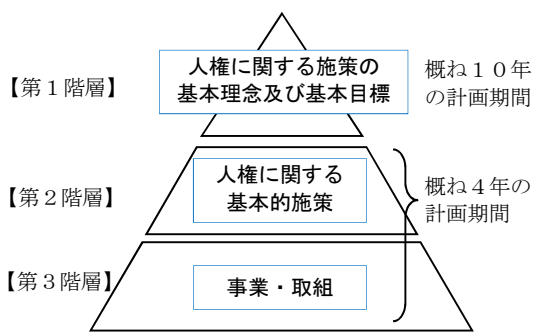
#### (2) 基本計画の全体像

ア 計画期間…令和4（2022）年度から概ね10年間を対象とします。

イ 基本計画の構成…概ね10年間の対象期間全体を通じて実現を目指すものを、「川崎市人権施策推進基本計画」における「人権に関する施策の基本理念及び基本目標」として掲げながら、具体的な取組内容を、「人権に関する基本的施策」、「事業・取組」の階層で体系的に整理します。

また、「人権に関する基本的施策」、「事業・取組」は、概ね4年ごとに見直しを行う実施計画とすることで、新しい人権課題や社会情勢等の変化に、より柔軟に対応できる政策体系とします。

#### <基本計画の構成>



#### <計画期間>

年度	R4	R5	R6	R7	R8~
1 人権に関する施策の基本理念及び基本目標	概ね10年の計画期間				
2 人権に関する基本的施策	第1期実施計画	実施計画(想定)	実施計画(想定)		
3 事業・取組					

※次期以降の実施計画の計画期間は未定ですが、市総合計画と整合を取りながら定めていきます。

### 2 人権に関する施策の基本理念と基本目標

#### (1) 人権に関する施策の基本理念・・・「基本計画」が目指す「まち」の姿

市民一人ひとりの人権と多様性が尊重され不当な差別のないまち かわさき

- 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」に目的として規定する「人権を尊重し、共に生きる社会」の実現を図るに当たり、共生の前提となる人権保護の核心が個人の尊重にあることに鑑みて、個人の尊重に立脚した考えである「差別をなくす」、「多様性の尊重」を重視し、この2つの考えが浸透した「まち」を目指します。

#### (2) 人権に関する施策の基本目標・・・「基本理念」を実現していくに当たり指針となる考え方

##### 1 差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり

市民一人ひとりが人権侵害の芽は誰の心の中にもあることを自覚し、相手の痛みを感じることができるようになることが重要です。施策の推進に当たっては、相手の立場に立って考えられる社会の実現を目指します。

##### 2 互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり

市民一人ひとりが個人として尊重されることが、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりの大前提であり、全ての市民が様々な違いを越えて、対等な人間関係を築いていけるように取り組みます。

##### 3 人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり

基本理念の実現に向けて施策の実効性を高めるには、人権侵害を受けた人に対する具体的な「相談、人権救済、自立支援の充実」を図ることが重要です。必要な人に必要な支援が確実に届くように取り組みます。

##### 4 市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり

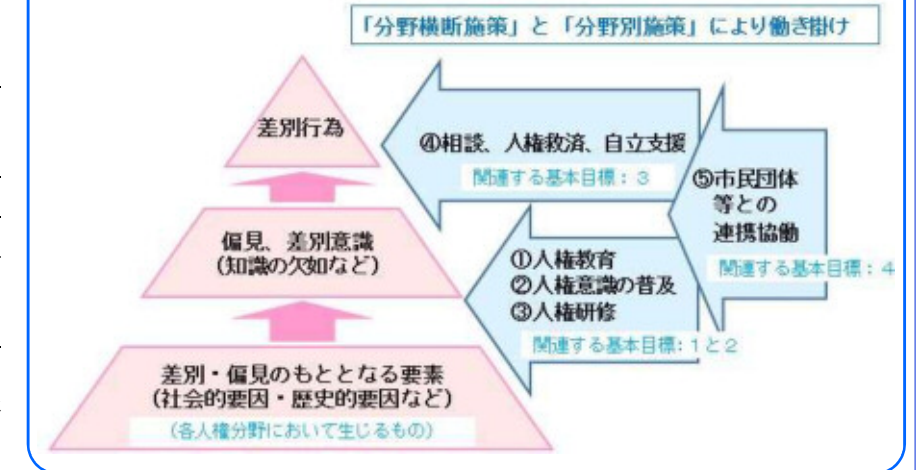
市民の人権に関する問題は、行政だけでなく市民及び事業者との連携を通じて解決していくことが必要であり、施策の様々な段階でそれぞれの主体が関わり、共に考えていくことも重要です。それぞれが人権の問題について積極的に関わり、人権に関する意識をお互いに高め合うことで、人権が尊重される社会につなげていきます。

## 第3章 第1期実施計画

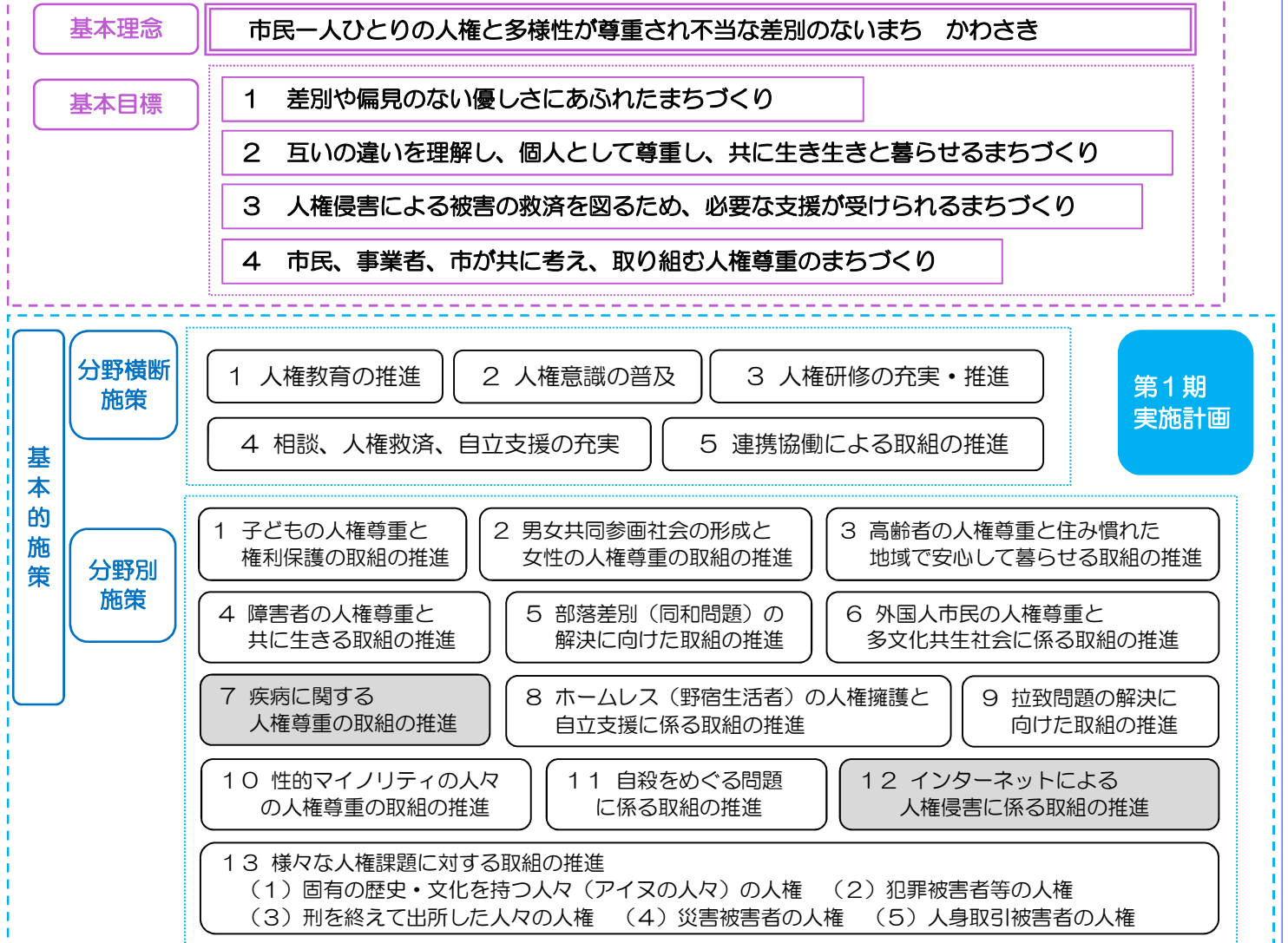
### I 第1期実施計画における基本的な考え方

- 人権に関する施策の基本理念と基本目標を踏まえ、人権課題の解決に向けて、今後4年間（令和4（2022）年度から令和7（2025）年度まで）を計画期間とします。
- 5つの「分野横断施策」と13の「分野別施策」で構成される18の「人権に関する基本的施策」、これらに係る「事業・取組」を体系的に整理して策定します。
- 分野横断施策は、全ての人権課題に共通する取組として、①人権教育を推進すること、②人権意識を普及すること、③人権研修を推進すること、④相談、人権救済、自立支援のための施策を充実すること、⑤それらを推進する上で市民、事業者、市が連携協働する体制を整備することの5つの視点に沿って、総合的に推進します。
- 分野別施策は、それぞれの人権課題に応じて、5つの視点に留意しながら、個別法、個別条例、それぞれの計画等を踏まえて実施します。
- 計画的な進捗管理を行えるよう、それぞれの施策ごとに「事業・取組」として年次別取組を設定します。

#### 第1期実施計画の推進スキーム



### II 第1期実施計画の体系



※「7 疾病に関する人権尊重の取組の推進」と「12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進」は項目を新たに設定

Ⅲ 第1期実施計画の取組

1 分野横断施策

施策	施策の概要、課題等	事業・取組の類型
1 人権教育の推進	・「差別や偏見のない優しさにあふれたまちづくり」や「互いの違いを理解し、個人として尊重し、共に生き生きと暮らせるまちづくり」を進めるためには、市民一人ひとりが、人権について正しい知識を得て理解を深めていくことが必要なことから、子どもから大人まで継続的に人権教育を推進します。	1 学校・保育園等における人権教育の推進 2 生涯学習における人権教育の推進
2 人権意識の普及	・市民一人ひとりが尊重され、差別や偏見のない社会を実現するため、人権課題に対する正しい知識などの普及活動に努め、また、市民や事業者が人権の意義や価値についての理解を深めるための学習・研修の場を提供するとともに、市民や事業者の主体的な普及活動を支援します。	1 普及活動の推進 2 事業者、団体等への普及活動の支援 3 かわさきパラムーブメントの理念の浸透
3 人権研修の充実・推進	・人権尊重のまちづくりを担う職員を育成するため、計画的に効果的な人権研修を実施します。また、業務の性格上、人権意識が特に求められる職員に対しては、専門性や人権意識をより高めるための研修を継続的に実施します。	1 人権尊重のまちづくりを担う職員等の育成 2 より専門的な人権研修の推進
4 相談、人権救済、自立支援の充実	・「人権侵害による被害の救済を図るため、必要な支援が受けられるまちづくり」を進められるよう、相談窓口や救済機関に関する情報を効果的に周知するとともに、体制を充実します。また、基本的人権を尊重する精神に基づきセーフティネットの構築を進め、自立支援の充実に努めます。 ・関係団体・関係機関との連携を強化することで、当事者が回復し、自立できるように救済・支援策の充実に図ります。	1 相談、人権救済、自立支援の充実 2 相談、人権救済、自立支援を行う団体等との連携強化
5 連携協働による取組の推進	・「市民、事業者、市が共に考え、取り組む人権尊重のまちづくり」を進めるために、市民や事業者の参画を促進する取組を推進していきます。 ・NPO・NGO等の関係団体や国、県、近隣自治体等の関係機関との連携協働により、人権施策の取組を推進していきます。	1 市民、事業者の参加の促進 2 関係団体・関係機関との連携協働の推進

2 分野別施策

施策	施策の概要、課題等	事業・取組の類型
1 子どもの人権尊重と権利保護の取組の推進	・子どもの権利に関する学習や広報・周知に努めるとともに、子どもの状況に応じた権利保障や、安心して過ごすことができる地域の中の居場所の充実等が必要です。 ・「人権オンブズパーソン」等の相談・救済機関が十分に活用されるよう、周知啓発に加え相談しやすい環境づくりも求められます。	1 広報・啓発及び学習への支援並びに市民活動への支援 2 個別の支援 3 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障 4 子どもの参加 5 相談及び救済
2 男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重の取組の推進	・家庭や働く場における男女間の格差や、女性に対する暴力、固定的な性別役割分担意識などの課題は社会に根強く残っており、特に、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これらの課題が顕在化するとともに、複雑かつ深刻化しています。	1 男女共同参画に係る教育・啓発の推進 2 職業生活・家庭生活における男女共同参画の推進 3 地域における男女共同参画の推進
3 高齢者の人権尊重と住み慣れた地域で安心して暮らせる取組の推進	・今後、急速な高齢化の進展による介護サービス需要の増加等が見込まれるため、引き続き、介護サービス基盤の整備を進めるとともに在宅サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取組を行っていくことが重要となっています。	1 いきがい・介護予防施策等の推進 2 地域のネットワークづくりの強化 3 利用者本位のサービスの提供 4 医療介護連携・認知症施策等の推進 5 高齢者の多様な居住環境の実現
4 障害者の人権尊重と共に生きる取組の推進	・障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現に向けて取り組んでいます。 ・高齢障害者の増加とそれに伴う障害の重度化・重複化、医療技術の進歩や障害に対する理解の深まりに伴う障害児支援ニーズの増加・多様化、障害のある方を支える家族の高齢化などの課題を踏まえて必要な取組を推進していく必要があります。	1 育ち、学び、働き、暮らす～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制(地域リハビリテーション)の構築～ 2 地域とかかわる～地域の中でいきいきと暮らしていける「心のバリアフリー都市川崎」の実現～ 3 やさしいまちづくり～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～

施策	施策の概要、課題等	事業・取組の類型
5 部落差別(同和問題)の解決に向けた取組の推進	・現在もなお、同和地区の出身という理由で就職差別や結婚差別、差別的な落書きなどが発生し、差別を受けている人々がいます。 ・インターネット上に特定の地域を同和地区であるとする情報を公開するなど、部落差別を取り巻く状況に変化が生じています。	1 部落差別(同和問題)の解決に向けた啓発・支援の推進
6 外国人市民の人権尊重と多文化共生社会に係る取組の推進	・新型コロナウイルス感染症による影響によって短期的な変化はあるものの、今後、新型コロナウイルス感染症が収束した後は、市内の外国人人口の増加が見込まれることから、外国人市民に対する偏見や差別意識をなくしていくとともに、より海外に開かれた魅力あるまちづくりを進める必要があります。	1 差別の解消と人権侵害の防止 2 行政サービスの充実 3 多文化共生教育の推進 4 社会参加の促進 5 共生社会の形成 6 施策の推進体制の整備
7 疾病に関する人権尊重の取組の推進	・新型コロナウイルス感染症などについて、患者やその家族、医療機関の従事者等が差別や偏見を受けないよう、人権の尊重に努める必要があります。	1 感染症に関する啓発、支援等
8 ホームレス(野宿生活者)の人権擁護と自立支援に係る取組の推進	・各種の自立支援施策に取り組んだ結果、河川・公園・道路等において起居している市内のホームレス数は、平成15(2003)年をピークに減少している一方で、終夜営業店舗等で起居する方の中には、失業等により生活に困窮する方もおり、どのようにして市の支援施策に繋げるかが課題となっています。	1 ホームレス自立支援事業 2 関係機関との連携による取組
9 拉致問題の解決に向けた取組の推進	・12名の拉致被害者は、今なお帰国できずに、拉致されたままです。 ・市民一人ひとりが、拉致問題を自分ごととして捉え、声を上げ続けることが、政府を後押しし、問題の解決にも繋がる力と成り得ることから、正しい知識の普及を図るための人権教育・人権啓発の取組を進める必要があります。	1 拉致被害者及び被害者家族の支援並びに拉致問題の啓発に関する取組の推進
10 性的マイノリティの人々の人権尊重の取組の推進	・性的指向や性自認(性同一性)に起因する生きづらさは、状況によっては、当事者を自殺に追い込みかねないほどの深刻な課題となっており、性的マイノリティの人々への偏見や差別を解消し、正しい理解を広げていく必要があります。	1 偏見や差別を解消するための啓発の推進 2 当事者の抱える生きづらさの解消に向けた取組の推進
11 自殺をめぐる問題に係る取組の推進	・ライフステージ別の対策の必要性や、地域の実態に応じた自殺対策の推進等の課題を整理し、新型コロナウイルス感染症等の心理・社会的影響も考慮しながら更なる自殺対策の推進を図る必要があります。	1 自殺の実情を知る 2 自殺防止のためにつながる 3 自殺防止のために支える
12 インターネットによる人権侵害に係る取組の推進	・生活の中でインターネットを利用する機会が増え、インターネットによる人権侵害の被害も更に増加するおそれがあります。 ・令和3(2021)年にプロバイダ責任制限法が改正されて新たな裁判制度が創設されるなど、インターネットによる人権侵害の対策が進められています。	1 啓発、支援、拡散防止措置、教育等の取組の推進
13 様々な人権課題に対する取組の推進	・個別に取り上げた課題以外にも、様々な視点から課題の解決に向けた取組が必要です。	1 固有の歴史・文化を持つ人々(アイヌの人々)の人権 2 犯罪被害者等の人権 3 刑を終えて出所した人々の人権 4 災害被害者の人権 5 人身取引被害者の人権

《主な事業・取組》

○：これまでの計画の継続 ◎：今回の計画から追加

- 「人権尊重教育の推進」…子どもたちの人権感覚や人権意識の育成に向けた取組を推進します。
- 「人権意識の普及・啓発」…人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、様々な人権課題に対する正しい知識の普及・啓発や支援に取り組みます
- 「多文化共生教育推進事業」…子どもたちの異文化理解と相互尊重をめざした学習を推進します。また、多文化共生と多様性を尊重した意識と態度の育成を推進します。
- ◎「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組」…川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例の規定に基づく取組等を推進し、不当な差別的言動の解消を図ります。
- ◎「新型コロナウイルス感染症に関する人権意識の普及啓発」…新型コロナウイルス感染症に関し、市民が人権に配慮した冷静な行動をとるよう普及啓発の取組を進めます。
- ◎「インターネットによる人権侵害に係る取組」…インターネットによる人権侵害についての啓発や支援を行います。

## 第4章 計画の推進

### 1 人権施策推進体制の経緯

#### (1) 庁内体制

「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」では、人権に関わる諸施策について全庁的な連携・調整を行っています。

#### (2) 外部委員による検討体制

全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進する会議体として「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」を設置しました。

### 2 人権施策推進体制について

#### (1) 庁内連絡調整組織

「川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議」のほか、子どもの権利や男女平等施策などの分野別の人権施策を推進するための各部会等で具体的な施策を協議、検討し、横断的かつ総合的に人権施策を推進します。

#### (2) 協議組織

「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するための組織であり、庁内連絡調整組織とそれぞれの役割を担いながら人権施策を総合的に推進します。

#### (3) 関係団体・関係機関

「川崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会」や「かわさき男女共同参画ネットワーク」等の各分野において多様な活動を展開している関係団体等との連携を強化し、取り組んでいきます。

### 3 進行管理について

人権に関する施策の基本目標と人権課題ごとに設定した目標の到達度について自己評価を実施し、また、事業・取組の状況について、毎年度、進捗状況を把握するとともに、外部の視点として「川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会」に意見・助言を求め、その結果を公表します。

### 4 成果指標

この計画を着実に推進していくために、次のとおり成果指標を設定し、目標の達成度を評価する際に参考とする指標とします。なお、施策の評価については、この数値のみをもって施策の成果とするのではなく、事業の進捗状況を踏まえて総合的に判断します。

目標達成に向け、各分野の啓発や各事業の取組の一層の推進を図ります。

	項目	現状【年度】	目標値【年度】
全体目標	平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合	36.6% 【令和3(2021)年度】	41.0%以上 【令和7(2025)年度】 43.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標1	「人権侵害」について、あってはならないと思う市民の割合	77.2% 【令和2(2020)年度】	81.0%以上 【令和7(2025)年度】 85.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標2	「一人ひとりが互いに違いを認め合い、共に暮らしていける社会になっている」と思う市民の割合	24.4% 【令和2(2020)年度】	28.0%以上 【令和7(2025)年度】 32.0%以上 【令和13(2031)年度】
基本目標3	「国や市の機関のさまざまな人権相談窓口を知っている」市民の割合が30%を超えている相談窓口の数	3つ 【令和2(2020)年度】	5つ 【令和7(2025)年度】 7つ 【令和13(2031)年度】
基本目標4	他人の人権を侵害しないように配慮して、日々の生活を送っている市民の割合	87.4% 【令和3(2021)年度】	91.0%以上 【令和7(2025)年度】 93.0%以上 【令和13(2031)年度】

	項目	現状【年度】	目標値【年度】
2-1	子どもの人権について、差別があると思う市民の割合	66.0% 【令和2(2020)年度】	62.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-2	男女平等に関わる人権について、差別があると思う市民の割合	76.6% 【令和2(2020)年度】	73.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-3	高齢者の人権について、差別があると思う市民の割合	62.7% 【令和2(2020)年度】	59.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-4	障害者の人権について、差別があると思う市民の割合	75.9% 【令和2(2020)年度】	72.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-5	部落差別(同和問題)について、差別があると思う市民の割合	46.5% 【令和2(2020)年度】	43.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-6	外国人の人権について、差別があると思う市民の割合	59.6% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-7	HIV感染者・ハンセン病患者などの感染症や疾病に関する人権について、差別があると思う市民の割合	55.8% 【令和2(2020)年度】	52.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-7	新型コロナウイルス感染症に関する人権について、差別があると思う市民の割合	77.3% 【令和2(2020)年度】	73.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-8	ホームレスの人権について、差別があると思う市民の割合	60.0% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-9	北朝鮮当局によって拉致された被害者などの人権について、差別があると思う市民の割合	58.1% 【令和2(2020)年度】	54.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-10	性的マイノリティの人権について、差別があると思う市民の割合	66.2% 【令和2(2020)年度】	62.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-11	厚生労働省人口動態統計における自殺死亡率(人口10万人当たりの死者数)の3年間平均	14.2 【平成29(2017)年～令和元(2019)年の平均】	13.5未満 【令和3(2021)年～令和5(2023)年の平均】
2-12	インターネットやSNSによる人権侵害について、差別があると思う市民の割合	82.6% 【令和2(2020)年度】	79.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-13	アイヌの人々の人権について、差別があると思う市民の割合	37.4% 【令和2(2020)年度】	33.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-13	犯罪被害者やその家族の人権について、差別があると思う市民の割合	69.2% 【令和2(2020)年度】	65.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-13	刑を終えて出所した人の人権について、差別があると思う市民の割合	60.2% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】
2-13	人身取引(性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引)被害者の人権について、差別があると思う市民の割合	59.9% 【令和2(2020)年度】	56.0%以下 【令和7(2025)年度】

### 今後のスケジュール

令和4年3月 川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定・公表  
令和4年4月 計画に基づく施策の推進